

(案)

那覇市保健所泡消火薬剤撤去等業務委託契約書

- 1 件 名 那覇市保健所泡消火薬剤撤去等業務委託
- 2 履行期間 契約締結の日～令和6年7月31日
- 3 履行場所 那覇市保健所 地下1階駐車場及び消火ポンプ室
那覇市与儀1丁目3-21
- 4 業務委託料 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
- 5 支払方法 完了後一括払い
- 6 契約保証金 那覇市契約規則第30条第9項に基づき免除

上記の委託業務について、委託者 那覇市（以下「甲」という。）と受託者 ○○○○（以下「乙」という。）とは、別添の契約条項及び仕様書によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年 月 日

委託者（甲） 住 所 那覇市泉崎1丁目1番1号
氏 名 那覇市
那覇市長 知念 覚

受託者（乙） 住 所
氏 名

(案)

(委託業務)

- 第1条 甲は、那覇市保健所地下1階駐車場の泡消火薬剤撤去等業務（以下「業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。
- 2 乙は、業務の実施にあたって、別紙「那覇市保健所泡消火薬剤撤去等業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に従い、これを誠実に遂行しなければならない。
- 3 前項の仕様書に定めのない細部については、甲乙協議して定めるものとする。

(再委託の制限)

- 第2条 乙は、この業務の全部の履行を一括又は分割して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲が認めた場合はこの限りではない。

(業務の変更)

- 第3条 甲は、必要がある場合は業務の内容の一部を変更し、又はその全部もしくは一部を一時中止することができる。この場合において、委託料の額又は履行期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(履行期限の延長)

- 第4条 乙は、乙の責に帰することができない理由により履行期限までに業務を完了できないことが明らかになったときは、甲に対してその理由を付し、履行期限の延長を求めることができるものとする。ただし、延長日数は、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(業務の調査)

- 第5条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

(業務完了報告書の提出)

- 第6条 乙は、業務を完了したときは、遅滞なく甲に対して業務完了報告書及び仕様書に定める提出書類を提出しなければならない。

(検査)

- 第7条 甲は、前条の業務完了報告書を受領したときは、速やかに、乙の立ち合いの上、検査を行うものとする。
- 2 前項の検査の結果、甲が不十分と認めたときは、甲は乙に対し、不十分な部分の補正を求めることができる。この場合においては、乙は自己の負担において速やかに補正を実施しなければならない。

(契約不適合責任)

- 第8条 乙は、乙の受託した業務完了後、不適合が発見され、それが乙の責に帰すべき理由である場合は、甲に対し無償で当該不適合に対する補修を行うものとする。なお、乙が責任を負う期間は、業務完了後1年間とする。

(案)

(秘密の保持)

第9条 乙及び業務に従事している者は、業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。業務の期間終了後、若しくは従事者の職務を退いた後においても同様とする。

(支払い)

第10条 業務委託料は、検査の完了後、甲は乙の適法な支払請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。ただし特別の理由がある場合はこの限りではない。

(遅延損害金)

第11条 乙は、履行期限内で引渡ししないときは、遅滞日数に応じた未済部分の契約金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号。)

第8条第1項の規定に基づき定められた率の割合の金額を違約金として甲に納付しなければならない。

(権利義務の譲渡の禁止)

第12条 乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙の責めに帰すべき事由により、履行期間内に契約業務を完了する見込みがないことが明らかであると認められるとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、この契約条項に違反したとき。

2 乙は、甲の責めに帰すべき事由により、甲が本契約に違反し、その結果業務の実施が不可能又は著しく困難となったときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

3 甲乙いずれかの責に帰すことができない理由で委託業務の実施が困難となったときは、甲乙協議により本契約を解除、又は変更することができる。

4 甲は、乙、乙の代理人、又は乙との間にこの契約を締結するものが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団関係者に該当すると判明したときは、この契約を解除することができる。

(損害賠償等)

第14条 甲又は乙は、本契約の履行に関し、相手方の責めに帰すべき事由により損害を被った場合、相手方に対して損害賠償を請求することができるものとする。なお、損害賠償額については甲乙協議のうえ、本契約の対価を限度として賠償責任を負うものとする。

(案)

(危険負担)

第15条 事業の実施に応じて生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む）は、乙の負担とする。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき理由により生じたものについては、甲の負担とする。

(紛争の解決方法)

第16条 この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

(協議)

第17条 甲及び乙は、業務の処理にあたって、相手方の業務に支障をきたさないよう協力するものとし、この契約に定めのない事項及びこの契約の条項に疑義を生じた場合は、法令等に従うほか、甲乙協議の上定めるものとする。